

別紙1

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

凡 例

本「パブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則	四半期連結財務諸表規則
四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	四半期財務諸表等規則
「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について	四半期連結財務諸表規則ガイドライン
「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について	四半期財務諸表等規則ガイドライン
「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について	財務諸表等規則ガイドライン
企業内容等の開示に関する内閣府令	開示府令
企業内容等の開示に関する留意事項について	開示ガイドライン

	コメントの概要	金融庁の考え方
	四半期連結財務諸表規則	
	▼ 第5条の2、四半期財務諸表等規則第4条の2 【四半期（連結）キャッシュ・フロー計算書】	
1	同一年度内での情報は、財務諸表の比較可能性の観点から首尾一貫性が求められると考えられる。したがって、第1及び第3四半期に係る四半期（連結）キャッシュ・フロー計算書の省略規定の適用は、同一年度内において、首尾一貫性が保持されるべきであり、そのことを明示すべきである。	第1及び第3四半期に係る四半期（連結）キャッシュ・フロー計算書の作成・不作成については、原則として、同一年度内の首尾一貫性を求めることとし、その旨を明確にしました。 また、第3四半期に大規模な企業結合が行われた場合など、第3四半期の四半期（連結）キャッシュ・フロー計算書を作成することが実務上困難な場合には、その作成を要しないこととし、その旨を明確にしました。
2	第1及び第3四半期に係る四半期（連結）キャッシュ・フロー計算書の作成又は省略について、年度間の継続性の考え方を確認したい。	年度間において、第1及び第3四半期に係る四半期（連結）キャッシュ・フロー計算書について、作成から不作成、また、不作成から作成への変更は認められません。ただし、みだりに変更することは、継続性の観点から望ましくないと考えられます。
3	第1及び第3四半期に係る四半期（連結）キャッシュ・フロー計算書並びに四半期（連結）会計期間に係る四半期（連結）損益計算書及び四半期連結包括利益計算書の作成については、同一年度内だけではなく、年度間においても継続性が求められるべきである。	
4	第1及び第3四半期に係る四半期（連結）キャッシュ・フロー計算書について、前期に作成していたが当期に省略する場合、また、前期に省略していたが当期に作成する場合に、その旨	第1及び第3四半期に係る四半期（連結）キャッシュ・フロー計算書を作成する場合には、【経理の状況】の冒頭にその旨の記載を求めることとし、その旨を開示ガイドラインに規定し

	の注記の要否を明確にすべきである。	ました。
5	第1及び第3四半期に係る四半期（連結）キャッシュ・フロー計算書に関して、前期に作成しておらず、当期に作成する場合の比較情報の有無及び比較情報に対する四半期レビューの要否を明確にすべきである。	前年の第1及び第3四半期に係る四半期（連結）キャッシュ・フロー計算書を作成していない四半期（連結）財務諸表提出会社が、当四半期にこれらを作成する場合には、比較情報の作成を要しないと考えられます。ただし、比較情報の作成を妨げるものではありません。なお、比較情報を作成する場合には、公認会計士又は監査法人によるレビューが必要になります。
6	第1及び第3四半期（連結）キャッシュ・フロー計算書を省略する場合には、減価償却費やのれんの償却費に限定することなく、主要な非資金項目を注記すべきである。	四半期報告の簡素化の観点から踏まえつつ、第1及び第3四半期（連結）キャッシュ・フロー計算書が作成されない場合に、財務諸表の利用者がキャッシュ・フローの状況を把握するために資する情報として、減価償却費及びのれん（負ののれんを含む。）の償却額の注記を求めたものです。 なお、負ののれんの償却処理については、過年度に発生したものに限られることから、当該負ののれんの償却額の注記を求める規定については、改正府令の附則に規定しました。
7	決算期変更により事業年度が1年を超えた場合、第4四半期以降の四半期報告書を提出することがありえる。当該報告書において、第4・四半期以降の四半期（連結）キャッシュ・フロー計算書を省略できるのか明確にすべきである。	事業年度が1年を超え、第4四半期以降の四半期報告書の提出が求められる場合においても、作成しないことができるのは、第1及び第3四半期に係る四半期（連結）キャッシュ・フロー計算書のみと考えられます。
	第64条第3・4項、第83条の2第3項、四半期財務諸表等規則第56条第3・4項【四半期（連結）損益計算書の記載方法】、【四半期連結包括利益計算書の記載方法】	
8	同一年度内での情報は、財務諸表の比較可能性の観点から首尾一貫性が求められるべきである。したがって、同一年度内において、四半期（連結）会計期間に係る四半期（連結）損益計算書及び四半期連結包括利益計算書の作成について、首尾一貫性が保持されるべきであり、そのことを明示すべきである。	各四半期会計期間に係る四半期（連結）損益計算書及び四半期連結包括利益計算書の作成・不作成については、同一年度内の首尾一貫性を求めることとし、その旨を明確にしました。
9	四半期（連結）会計期間に係る四半期（連結）損益計算書及び四半期連結包括利益計算書について、前期に作成し、当期に省略する場合、また、前期に省略し、当期に作成する場合に、その旨の注記の要否を明確にすべきである。	四半期（連結）会計期間に係る四半期（連結）損益計算書及び四半期連結包括利益計算書を作成する場合には、【経理の状況】の冒頭にその旨の記載を求めることとし、その旨を開示ガイドラインに規定しました。
10	四半期に係る四半期（連結）損益計算書及び四半期連結包括利益計算書について、前期に作成しておらず、当期に作成する場合の比較情報の有無及び比較情報に対する四半期レビューの要否を明確にすべきである。	前年の四半期（連結）会計期間に係る四半期（連結）損益計算書及び四半期連結包括利益計算書を作成しておらず、当四半期にこれらを作成する場合には、比較情報の作成を要しないものとします。ただし、比較情報の作成を妨げるものではありません。なお、比較情報を作成する場合には、公認会計士又は監査法人によるレビューが必要になります。
11	四半期（連結）会計期間に係る四半期（連結）損益計算書を任意で開示する場合、同期間における関連注記（四半期会計期間に係る1株当た	四半期（連結）会計期間に係る四半期（連結）財務諸表を作成した場合において、関連注記（四半期会計期間に係る1株当たり四半期純

	<p>り四半期純損益、セグメント情報など)が求められるかどうか、また、四半期(連結)損益計算書を開示しない場合、上記の関連注記も記載すべきではないかことを明確にすべきである。</p>	<p>損益、セグメント情報及び売上高又は営業費用に著しい季節的変動がある場合の注記)を記載するか否かについては、四半期(連結)財務諸表提出会社の任意であると考えられます。ただし、年度内においては、首尾一貫性が保持されるべきと考えられます。</p> <p>また、四半期(連結)損益計算書を開示しない場合には、上記関連注記の記載はできないものと考えられます。</p>
▼2条第42号、四半期財務諸表等規則第2条第38号【誤謬】		
12	<p>誤謬の定義は、「四半期連結財務諸表作成時」に入手可能な情報を使用しなかったこと等により生じた誤りと規定されているが、「四半期連結財務諸表作成時又は連結財務諸表作成時」とすべきである。</p>	<p>ご指摘のとおり、修正します。</p>
▼第5条の3、四半期財務諸表等規則第4条の3【比較情報の作成】		
13	<p>2011年4月1日以後から四半期報告の簡素化の規定が適用されるが、前年度の対応する四半期財務諸表の表示をどのように取り扱うべきか、明確化すべきである。</p>	<p>2011年4月1日以後に開始する四半期に係る四半期報告において、四半期(連結)会計期間に係る四半期(連結)損益計算書、第1及び第3・四半期(連結)累計期間に係る四半期(連結)キャッシュ・フロー計算書並びに注記を記載しない場合には、前年度の対応する四半期に係るこれらに相当する事項の記載は要しないと考えられます。</p>
▼表示方法の変更に関する注記		
14	<p>四半期連結財務諸表規則においては、連結財務諸表規則等において求められている「表示方法の変更に関する注記」の規定が設けられていない。</p> <p>前期に営業外収益に計上していた収益を当期に売上高に計上するなど、営業損益や経常損益が修正されるケースにおいては、表示方法の変更の内容及び変更の理由について開示することが必要と考えられる。</p> <p>したがって、四半期連結財務諸表規則等においても、「表示方法の変更に関する注記」を求めることが必要である。なお、その場合には、重要性が乏しい場合を除くことが必要である。</p>	<p>平成23年4月1日以後に開始する事業年度から本改正による四半期連結財務諸表規則、四半期財務諸表等規則及び「四半期財務諸表に関する会計基準(平成22年6月30日改正)」等が適用され、前年四半期に係る四半期財務諸表は、原則として、当四半期に係る四半期財務諸表と同じ表示方法により作成され、比較情報として記載されるため、比較可能性が担保されることとなります。したがって、四半期財務報告の迅速性の観点や四半期財務諸表利用者の開示情報に対する必要性等も踏まえ、表示方法に関する注記については求めないことが適当であると考えられます。</p>
▼第15条の2、四半期財務諸表等規則第8条の2【金融商品に関する注記】		
15	<p>現行の規定では、前年度末と四半期会計期間末の貸借対照表額が著しく変動している場合において、時価情報及び簿価情報とその差額の注記が求められている。一方、時価と簿価の差額に重要性がない場合の当該注記情報の重要性は高くないため、「時価及び四半期貸借対照表額との差額が重要でない場合は注記を省略することができる」旨を規定すべきである。</p>	<p>金融商品について、四半期(連結)貸借対照表計上額と時価との差額及び前年度に係る(連結)貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しい場合には、四半期貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額の注記を求める必要性に乏しいと考えられることから、注記を省略できるものとし、その旨を明確にしました。</p>
▼第17条、四半期財務諸表等規則第10条【デリバティブ取引に関する注記】		
16	<p>四半期においては、「デリバティブ取引に関する注記」の対象から「ヘッジ会計が適用されているものは除くことができる」と規定されて</p>	<p>四半期(連結)財務諸表において開示される情報の内容については、利用者の意思決定に資する情報の開示の観点と四半期報告の迅速性</p>

	いる。他方、年度においては、「デリバティブ取引に関する注記」は、「ヘッジ会計が適用されているもの」も含めることとされている。開示レベルが四半期と年度で異なることは、作成者にとって実務上かえって煩雑であり、利用者を誤導するおそれがあると考えられる。したがって、四半期においても、「ヘッジ会計が適用されているもの」は、「デリバティブ取引に関する注記」に含めるべきである。	の観点等を踏まえ、適切なデュー・プロセスを経て企業会計基準委員会で決定されたものであり、四半期連結財務諸表規則及び四半期財務諸表等規則においても同様の考え方をとったものです。
	第 27 条の 2、四半期財務諸表等規則第 22 条の 3 【四半期（連結）キャッシュ・フロー計算書を作成しない場合の注記】	
17	第 1 及び第 3 四半期に係る四半期（連結）キャッシュ・フロー計算書を省略した場合に求められる「減価償却費」の定義を明確にすべきである。	「減価償却費」には、のれんを除く無形固定資産に係る償却費が含まれるものとし、その旨を明確にしました。
18	第 1 及び第 3・四半期に係る四半期（連結）キャッシュ・フロー計算書を省略した場合において、過年度に生じた負ののれんの償却を継続しているときは、当該負ののれんの償却額の注記を求める経過規定を置くべきである。	ご指摘のとおり、第 1 及び第 3・四半期に係る四半期（連結）キャッシュ・フロー計算書を省略した場合において、負ののれんの償却額の注記を求めることとし、改正府令の附則に規定しました。
	▼第 51 条、四半期財務諸表等規則第 46 条【偶発債務の注記】	
19	偶発債務の注記について、総額だけの注記に留める等、簡素化の措置を検討いただきたい。	偶発債務は、企業ごとに多様なものが考えられ、将来、企業に損失をもたらすこともあることから、従来どおり、種類等の別に記載することが必要と考えられます。
	▼第 69 条第 3 項、四半期財務諸表等規則第 61 条第 3 項【販売費及び一般管理費の表示方法】	
20	四半期（連結）会計期間に係る四半期連結損益計算書における販売費及び一般管理費の記載方法を明確にすべきである。	四半期（連結）会計期間に係る四半期（連結）損益計算書における販売費及び一般管理費については、販売費及び一般管理費等の科目に一括して掲記した場合でも内訳を注記する必要はないものとし、その旨を明確にしました。
	第 87 条、四半期財務諸表等規則第 77 条 【四半期（連結）キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項】	
21	第 1 及び第 3 四半期（連結）キャッシュ・フロー計算書を省略した場合には、現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係の注記は必要ないとの理解でよい。	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係の注記は、四半期連結キャッシュ・フロー計算書に記載するものとされているため、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しない場合には、当該注記は、必要ありません。
	▼注記全般	
22	「簡便的な会計処理」、「販売費及び一般管理費の内訳」、「法人税等」、「1 株当たり純資産」、「四半期会計期間に係る潜在株式調整後 1 株当たり純利益」、「追加情報」、「ストック・オプション」、「金融商品・有価証券・デリバティブ取引」、「賃貸等不動産」、「資産除去債務」及び「開示対象特別目的会社」に関する注記は、従前の開示を注記すべきである。	四半期（連結）財務諸表において開示される情報については、利用者の意思決定に資する情報の開示の観点と四半期報告の迅速性の観点等を踏まえ、適切なデュー・プロセスを経て企業会計基準委員会で決定されたものであり、四半期連結財務諸表規則及び四半期財務諸表等規則においても同様の考え方をとったものです。
	▼附則第 3 条、四半期財務諸表等規則第 3 条	
23	附則第 3 条の規定を削除すると、企業会計基	四半期（連結）財務諸表において開示される

	準適用指針第 16 号「リース取引に関する会計基準の適用指針」第 79 項及び第 82 項で規定されている、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用した場合の注記事項の規定が規則において規定されないことになるため、削除すべきではない。または、規定の本文においてこの場合の注記事項について規定すべきである。	情報については、利用者の意思決定に資する情報の開示の観点と四半期報告の迅速性の観点等を踏まえ、適切なデュー・プロセスを経て企業会計基準委員会で決定されたものであり、四半期連結財務諸表規則及び四半期財務諸表等規則においても同様の考え方をとったものです。
連結財務諸表規則		
第 15 条の 12 第 1 項第 5 号【取得による企業結合が行われた場合の注記】		
24	取得が複数の取引によって行われた場合に注記される「取得するに至った取引ごとの取得原価」には、持分法による評価額が含まれるものと考えられる。連結財務諸表規則の規定上、その旨が明確ではないため、持分法による評価額が含まれることを明示すべきである。	取得による企業結合が行われた場合の注記については、連結財務諸表規則ガイドライン 15 の 12 において、「企業結合に関する会計基準」に規定する注記と同一とされています。したがって、関連会社を取得した場合において、「取得するに至った取引ごとの取得原価」には、持分法による評価額が含まれることは明らかであると考えられます。
四半期連結財務諸表規則ガイドライン		
▼5の3 1、四半期財務諸表等規則ガイドライン4の3 1【比較情報の作成】		
25	四半期連結財務諸表において記載されたすべての数値について、原則として、比較情報を記載するものとされている。四半期連結財務諸表では、金融商品など、四半期末計上額が前期末に比して著しい変動がある場合に注記が求められているものもあり、現状では、特に比較情報が求められていないものと考えられるが、これらについても、比較情報を記載する必要があるか確認したい。	本改正により、四半期（連結）財務諸表に比較情報の考え方が導入され、四半期（連結）貸借対照表について、前年度に係る事項の記載が求められることになりました。 したがって、金融商品の注記など、四半期（連結）財務諸表に係る注記については、前年度に係る事項の記載が求められると考えられます。
財務諸表等規則ガイドライン		
▼8の3 4（2）【会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記】		
26	当期首において遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可な場合で、当期から会計方針を変更した場合は、「当期の財務諸表に含まれる比較情報に計上された主な科目の金額」と「前期の財務諸表の主な科目の金額」との差額ではなく、「当期の財務諸表の主な科目の金額」と「変更前の会計方針を当期に適用した場合に計上されるべき主な科目の金額」との差額ではないか。	ご指摘のとおり修正します。
▼その他		
27	米国基準採用会社の四半期報告の簡素化について、検討をお願いしたい。	投資家による開示に対するニーズと作成者の負担等を考慮しつつ、今後、必要に応じて検討することとします。
28	今般の四半期報告の簡素化の動きを踏まえ、国際会計基準を任意適用した際の四半期報告について、現状及び今後の簡素化に関する金融庁の考え方を明示してもらいたい。	今般の改正により、第 1 及び第 3 四半期連結会計期間の四半期報告書には、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を記載しなくてもよいこととされたところです。 国際会計基準を任意適用した連結財務諸表提

		出会社が作成する期中の財務報告書については、上記制度及び国際会計基準第 34 号に照らして判断されることとなります。
29	四半期財務諸表等規則第 4 条には、一般原則として、表示方法に関する継続性が規定されている。一方、四半期連結財務諸表規則第 4 条には、同様の規定が設けられていない。同条にも、表示方法に関する継続性の規定を設けるべきである。	貴重なご意見として承ります。
開示府令		
▼第二号様式		
30	開示府令第二号様式の記載上の注意 (30) では、「経理の状況」において四半期連結貸借対照表を掲げた場合、「業績等の状況」において四半期キャッシュ・フローの状況について記載が求められるが、「経理の状況」において第 1 及び第 3 四半期のキャッシュ・フロー計算書の記載を省略した場合には、ここでの記載も不要としてはどうか。	今般の改正により、第 1 及び第 3 四半期連結会計期間の四半期報告書には、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を記載しなくてもよいこととされました。このため、ご意見等を踏まえ、開示府令第二号様式の「経理の状況」に四半期連結財務諸表を記載する場合において、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を記載しないときには、「業績等の状況」においてもキャッシュ・フローの状況についての記載は求めないこととしました（四半期報告書において連結財務諸表を作成していない場合についても同様です。）。
31	開示府令第二号様式の「経理の状況」において四半期（連結）貸借対照表を掲げた場合、 ① 同様式の「生産、受注及び販売の状況」における当該四半期（連結）貸借対照表に係る四半期（連結）累計期間の生産、受注及び販売の実績の記載について、今般の改正後の四半期報告書では生産、受注及び販売の実績について著しい変動があった場合にその内容を記載することとされるため、同様に、四半期（連結）累計期間の生産、受注及び販売の実績に著しい変動があった場合にその内容の記載を求める ② 同様式の「研究開発活動」及び「設備投資等の概要」における当該四半期（連結）累計期間についての記載について、今般の四半期報告書の改正等を踏まえ、著しい変動があった場合についてその内容の記載を求める ③ 同様式の「主要な設備の状況」における主要な設備の記載について、今般の改正後の四半期報告書では主要な設備に関して著しい変動があった場合にその内容を記載することとされるため、同様に、連結会計年度末（事業年度末）における主要な設備の状況及び当該四半期（連結）累計期間における主要な設備に関して著しい変動があった場合にその内容の記載を求めることとしてはどうか。	ご意見のとおり、今般の四半期報告書の記載内容についての改正の趣旨を踏まえ、 ① 開示府令第二号様式の「生産、受注及び販売の状況」（記載上の注意 (31)）については、四半期（連結）累計期間において生産、受注及び販売の実績について著しい変動があった場合にその内容を記載することとし、 ② 開示府令第二号様式の「主要な設備の状況」（記載上の注意 (38)）については、連結会計年度末（事業年度末）における主要な設備の状況を記載した上で、四半期（連結）累計期間において主要な設備に関して著しい変動があった場合にその内容を記載することとしました。 なお、今般の改正において記載内容の簡素化等の改正を行っていない「研究開発活動」等については、従来どおり記載する必要があります。
32	開示府令第二号様式記載上の注意 (66) d において、各四半期連結累計期間に係る売上高等	ご意見のとおり、最近連結会計年度における各四半期連結累計期間に係る売上高等につい

	<p>の記載を求めているが、「第4四半期連結累計期間」は「当連結会計年度」とイコールとなるので、「第4四半期連結累計期間」に係る記載は不要で、「当連結会計年度」分を記載すれば足りる、という理解でよいか。</p>	<p>ては、四半期報告書を提出した第1～第3四半期連結累計期間及び最近連結会計年度に係るものを記載することになりますので、開示府令第二号様式記載上の注意(66)cにおいてその旨を明確にしました。</p>
33	<p>開示府令第二号様式記載上の注意(66)eにより各四半期連結会計期間に係る1株当たり四半期純利益金額を記載する場合、第4四半期連結会計期間の1株当たり四半期純利益金額は、提出された四半期報告書からの転記はできないので、改めて算出するという解釈でよいか。</p>	<p>ご意見のとおり、第4四半期連結会計期間に係る四半期報告書は提出されないことから、有価証券届出書(開示府令第二号様式)に記載すべき第4四半期連結会計期間に係る1株当たり四半期純利益金額については、改めて算出する必要があると考えられます。</p>
34	<p>開示府令第二号様式(66)dでは、連結会計年度における四半期財務情報に係る開示において、各四半期別の企業業績の要約開示を累計期間を基本とすることに合わせて改正が行われている。</p> <p>四半期財務諸表においては、四半期会計基準第37-2項に記載されているとおり、業績見通しの進捗度を示す情報としての有用性を重視することから、累計期間を基本とするものと考えられる。</p> <p>これに対し、連結会計年度においては期間経過済みであるので、進捗度より1年間における収益動向の変化点を開示する(四半期会計基準37項)ことの方が有用であると考えられる。</p> <p>そのため、当該年度における四半期財務情報に係る開示においては累計期間ではなく、従来どおり各四半期会計期間で記載することが必要である。</p> <p>開示府令第二号様式記載上の注意(66)について、第2四半期以降に会計方針の変更がなされた場合において、当年度の有価証券報告書において開示される四半期財務情報は遡及適用されることになるのか否かについて、注記による説明の要否も含めて明らかにすべきである。</p>	<p>今般の改正により、四半期報告書に記載する情報については、連結財務諸表をはじめとして、基本的に四半期累計期間に係る情報となるため、有価証券届出書に記載する最近連結会計年度における各四半期に関する売上高等の情報についても、各四半期累計期間に係る情報の記載を求めることとしました。なお、各四半期連結累計期間に係る情報に基づくことにより、各四半期連結会計期間に係る売上高等の動向を把握することは可能であると考えられます。ただし、各四半期連結会計期間に係る1株当たり四半期純利益金額については、投資者の投資判断に重要な情報として記載を求めるとしています。</p>
35	<p>有価証券届出書(第二号様式)の記載上の注意(66)その他にeを新設し、最近連結会計年度における各四半期の1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額の記載を求めることで、第4四半期(3ヶ月)の1株当たり利益額が明示される点は評価したい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
▼第四号の三様式		
36	<p>四半期報告書(第四号の三様式)の記載上の注意(5)主要な経営指標等の推移にdを新設し、「提出会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合(略)には、当四半期会計期間及び前年同四半期会計期間に係る1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額(略)を記載すること」と明記されたことは評価したい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

37	<p>開示府令第四号の三様式（四半期報告書）の記載上の注意（5）「主要な経営指標等の推移」bにおいて、四半期連結会計期間に関する1株当たり四半期純利益の記載を求めているが、企業会計基準公開草案第45号（企業会計基準第12号の改正案）「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」や「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正（案）」において、四半期報告の簡素化の観点から同項目を注記条項から削除した趣旨を鑑みると、同内閣府令においても平仄を合わせ、四半期連結会計期間に関する1株当たり四半期純利益の注記は不要としてほしい。</p>	<p>今般の改正により、四半期報告書に記載する情報については、連結財務諸表をはじめとして、基本的に四半期累計期間に係る情報となるため、有価証券届出書に記載する最近連結会計年度における各四半期に関する売上高等の情報についても、各四半期累計期間に係る情報の記載を求めることとしました。なお、各四半期連結累計期間に係る情報に基づくことにより、各四半期連結会計期間に係る売上高等の動向を把握することは可能であると考えられます。ただし、各四半期連結会計期間に係る1株当たり四半期純利益金額については、投資者の投資判断に重要な情報として記載を求めることとしています。</p>
38	<p>開示府令第四号の三様式（四半期報告書）の記載上の注意（5）「主要な経営指標等の推移」aの規定において、第1四半期については「四半期連結累計期間」（累計）と「四半期連結会計期間」（3ヶ月）が一致するという事実が明確になっていないため、bの「ただし、aにおいて記載した場合はこの限りではない」との記載は、本来任意で3ヶ月PL情報を開示した場合を指すべきと想定されるが、第1四半期について累計情報と一致する3ヶ月情報を指すとも読めるため、明確化してほしい。</p> <p>また、同bにおいて、1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額（EPS）の記載について、「これらの金額に準じて算出したもの」とは、例えば、当期の累計EPSから前期の累計EPSを単純に減額するといった簡便な方法も含まれることを確認したい。</p>	<p>開示府令第四号の三様式記載上の注意（5）aでは、「第4 経理の状況」において当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は当四半期連結損益及び包括利益計算書（以下「当四半期連結会計期間損益計算書等」といいます。）を記載した場合について、「当四半期連結累計期間」及び「前年同四半期連結累計期間」に係る「1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額」の記載に併せて「当四半期連結会計期間」及び「前年同四半期連結会計期間」に係る「1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額」を括弧書きで記載することとされています。したがって、「第4 経理の状況」において当四半期連結会計期間連結損益計算書等を記載しない場合は、同記載上の注意（5）bにおける「aにおいて記載した場合」には該当しないこととなりますので、第1四半期であっても、同記載上の注意（5）bにより、当該第1四半期連結会計期間及びその前年同四半期連結会計期間に係る「1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額」を記載することとなります。</p> <p>また、同記載上の注意（5）bにおける「これらの金額に準じて算出したもの」とは、「1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額」を簡便な方法により算出したものが考えられます。例えば、ご意見のような当四半期連結累計期間の数値から前（前年同）四半期連結累計期間の数値を減額することによって得たものも該当するものと考えられます。</p>
39	<p>開示府令第四号の三様式記載上の注意（6）「事業の内容」、（7）「事業等のリスク」及び（9）「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」について、例えば、第1四半期連結累計期間においては、重要な変更、</p>	<p>ご意見のような第1四半期連結累計期間において重要な変更又は著しい変動に該当した項目が第2四半期連結累計期間において重要な変更又は著しい変動に該当しないこととなるのがどのような場合であるかは明確では</p>

	<p>あるいは著しい変動であった項目が、第2四半期連結累計期間においては、重要な変更、あるいは著しい変動でないと判断できる場合には、第2四半期連結累計期間における記載は不要であることを確認したい。</p>	<p>ありませんが、第2四半期累計期間において、重要な変更又は著しい変動があった場合には、記載する必要があります。</p>
40	<p>開示府令第四号の三様式記載上の注意(9)の「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の記載について、業種・業態によっては生産や受注に当たる事業活動がない場合もあるため、金額ではなく生産や受注に代わるものを定性的に記載することも可能であることを確認したい。</p>	<p>改正後の開示府令第四号の三様式記載上の注意(9)(e)では、生産、受注及び販売の実績について著しい変動があった場合に記載することになります。その記載に当たっては、業種・業態等を踏まえ、投資者に分かりやすく記載する必要があると考えられます。</p>
41	<p>開示府令第四号の三様式記載上の注意(9)の「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」(d)について、改正案では、「従業員の状況」を削除する一方で、従業員数に著しい増減があった場合には、その事情及び内容を「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に記載する必要がある。</p> <p>しかしながら、企業によっては、従業員数の著しい増減の有無を確認するためには、引き続き従来と同様のプロセスにて連結子会社すべての従業員数の確認と集計を行う必要があり、実務負担が軽減せず、改正の趣旨と整合的でない場合もある。</p> <p>したがって、従業員数の著しい増減のあった場合の「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」への記載も不要としてほしい。</p>	<p>四半期連結累計期間における連結会社又は提出会社の従業員数の著しい増加又は減少は、連結会社又は提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす事情が生じたことによるものと考えられることから、当該事項は投資者にとって重要な事項であると考えられるため、「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」において、セグメント情報に関連付けて、その事情及び内容を記載する必要があります。</p>
42	<p>開示府令第四号の三様式の「第一部」の「第3提出会社の状況」の「新株予約権等の状況」について、付与時点、四半期末現在等、いつ現在の状況を記載すればよいのか明らかにして欲しい。</p>	<p>開示府令第四号の三様式記載上の注意(11)において、当四半期会計期間に新株予約権等を発行した場合には、発行決議日並びに発行時点での数、目的となる株式の種類及び株式数、行使時の払込金額、行使期間等を記載することを明確化することとしました。</p>
43	<p>開示府令第四号の三様式記載上の注意(15)(改正前(17))について、第1及び第3四半期については、大量保有報告書等の保有状況と株主名簿の記載内容が確認できた場合に、大株主の異動があった旨の記載を求められていたが、改正により異動情報の記載が不要とされた。</p> <p>一方、上記において、実質保有状況を確認できない場合には、その旨等の記載が求められていることから、大量保有報告書等の取扱いが不統一になってしまうものと考えられる。</p> <p>このため、実質保有状況を確認できた場合にも、その旨等の記載を求めるとしてはどうか。また、異動情報の記載期間については、当該会計期間における異動である旨を明確にし</p>	<p>今般の改正において、これまでの開示府令第四号の三様式記載上の注意(17)dが削除され、「大株主の状況」については、改正後の同様式記載上の注意(15)aの規定によって第2四半期会計期間に係る四半期報告書においてのみ記載することになるため、改正後の同様式記載上の注意(15)bからdは、第2四半期会計期間に係る四半期報告書に「大株主の状況」を記載する場合においてのみ適用されます。</p>

	てほしい。	
44	開示府令第四号の三様式の「大株主の状況」については、第1四半期及び第3四半期の異動情報の記載が省略されたことから、「議決権の状況」についても同様に、第1四半期及び第3四半期の記載を省略することはできないか。	開示府令第四号の三様式の「議決権の状況」については、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものと考えられることから、投資者が四半期ごとに新しい議決権の状況を把握し、より適切な投資判断を行うことができるよう、引き続き、四半期会計期間の末日現在の状況を記載すべきであると考えられます。
45	開示府令第四号の三様式記載上の注意(17)「役員の状況」について、改正案では、例えば、第2四半期会計期間に係る四半期報告書に由来から有価証券報告書の開示対象であった第1四半期の役員の異動を記載する必要があり、追加的な実務負担が生じるため、改正の趣旨と整合的でないとする。 また、四半期累計期間の役員の異動については、有価証券報告書の役員の状況と四半期報告書の現行の役員の異動の記載を合わせてみることで、把握は可能である。 したがって、役員の状況の記載上の注意については、現行の取扱いを維持してほしい。	ご意見を踏まえ、開示府令第四号の三様式の「役員の状況」の記載については、前事業年度に係る有価証券報告書の提出後、当四半期累計期間末までに異動があった場合にその状況を記載することを明確化することとしました。
46	改正案においては、当四半期累計期間に重要な変更のあった場合に「事業の内容」等を記載し、「役員の状況」、「生産、受注及び販売の状況」、「設備の状況」も当四半期累計期間に著しい変更のあった場合に、「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」において記載することとしている。また、「新株予約権等の状況」等についても、当四半期会計期間中に新株予約権が発行された場合に記載することとしている。 これらの記載内容の変更は、「作成者の作業負担を軽減すると同時に、大きな変化は知りたいという利用者のニーズを満たすために、例えば「重要性」の規定の見直しなど、作成者と利用者双方のニーズを満たす会計基準の改訂」に沿ったものとして評価している。	貴重なご意見として承ります。
47	開示府令案第四号の三様式記載上の注意(21)ただし書き及び同(27)ただし書きにおいては、第1四半期(連結)会計期間又は提出会社が特定事業会社である場合の第3四半期(連結)会計期間において、四半期(連結)損益計算書及び四半期(連結)包括利益計算書又は四半期(連結)損益及び包括利益計算書の記載が不要である旨が引き続き残されている。 しかしながら、四半期(連結)会計期間に係る四半期(連結)損益計算書等については、今般任意の記載とされたことから(四半期連結財規案第64条第3項)、これらただし書きの規定も不要ではないか。	ご意見を踏まえ、特定事業会社においても、一般の提出会社と同様、原則として、当四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書等を記載することとする旨、規定を修正しました。

開示ガイドライン	
48	<p>有価証券報告書等においては、経理の状況のその他の欄に当連結会計年度における四半期情報を開示することとされている。</p> <p>有価証券報告書等の「主要な経営指標等の推移」では、遡及処理を反映する旨及びその期間が開示ガイドラインで明示されたが（開示ガイドライン 5-12-2）、四半期情報に関しても、同様に遡及処理（遡及適用、（四半期連結）財務諸表の組替え及び修正再表示）の影響を反映するとの理解でよいか。</p>
49	<p>連結会計年度（事業年度）に係る「主要な経営指標等の推移」の記載においては、開示ガイドライン 5-12-2 により遡及適用等が可能であること及び同ガイドラインについては、24 の 4 の 7-7 により四半期報告書に関する取扱いについて準用するとされていることから、基本的に、有価証券報告書等に記載される四半期情報についても、遡及適用等を行うことは可能であると考えられます。</p> <p>ご意見のとおり、財務諸表は比較情報を含めて作成するとされることから、当該規定は不要であり、削除することとしました。</p> <p>開示ガイドライン 5-20 では、「財務諸表等の表示方法が財務諸表等規則等の改正に伴って変更された場合には、…（中略）…それぞれの財務諸表等が当該改正前又は改正後の財務諸表等規則等に基づいて作成されている旨を明らかにするものとする。」とされている。</p> <p>しかしながら、過年度遡及会計基準の適用により、これまで前期の財務諸表等として開示していた情報については、当年度に適用される財務諸表財務諸表等規則等に従い比較情報として開示されることとなったため、改正前の財務諸表等規則等に基づいて作成されることはないものと考えられる。</p> <p>以上より、開示ガイドライン 5-20 の規定を削除すべきではないか。</p>